

教 義 第 1 5 1 0 号  
令和3年(2021年)3月29日

各 教 育 局 長  
各 道 立 学 校 長  
各 市 町 村 教 育 委 員 会 教 育 長  
様  
(札幌市を除く各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局長 小 松 智 子

学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件の一部  
を改正する件の公布及び施行等について（通知）

このことについて、別添のとおり文部科学省初等中等教育局長から通知がありましたのでお知らせします。

この改正は、学習者用デジタル教科書をめぐる環境整備が進展していることを踏まえ、デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととする基準を削除するとともに、本告示改正と併せて、文部科学省ホームページでガイドラインの改訂版及び実践事例集の追補版を公開しているため、今後のデジタル教科書の使用にあたっては、これらの改正の内容等に十分に留意いただくようお願いします。

なお、改訂版の「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」においては、姿勢に関する指導を適切に行うこと、長時間にわたって継続して画面を注視しないよう授業展開を工夫すること、学校医とも連携し児童生徒の状況を確認するよう努めることなど、児童生徒の健康に関する留意点が明示されていますので、デジタル教科書使用の際には、各学校において承知いただくとともに、保護者等への丁寧な説明などの対応をお願いします。

(義務教育課企画・支援係)

学習者用デジタル教科書の使用の基準等について定める告示の改正及び学習者用デジタル教科書の使用法等に関するガイドライン（改訂版）等の公表について周知します。

2 文科初第 2050 号  
令和 3 年 3 月 26 日

各 都 道 府 県 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 指 定 都 市 教 育 委 員 会 教 育 長  
各 都 道 府 県 知 事  
附 属 学 校 を 置 く 各 国 立 大 学 法 人 の 長  
附 属 学 校 を 置 く 各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
小 中 高 等 学 校 を 設 置 す る 学 校 設 置 会 社 を  
所 轄 す る 構 造 改 革 特 別 区 域 法 第 12 条 第 1 項  
の 認 定 を 受 け た 各 地 方 公 共 団 体 の 長  
殿

文部科学省初等中等教育局長  
瀧 本 寛

(公印省略)

学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める  
件の一部を改正する件の公布及び施行等について（通知）

この度、学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件の一部を改正する件（令和3年文部科学省告示第55号）が令和3年3月26日付けで公布され、令和3年4月1日に施行されます（別添1）。

この改正は、「デジタル教科書の今後の在り方等に関する検討会議」において、GIGA スクール構想により1人1台端末環境の整備が進むとともに、令和3年度において小中学校用の教科書の約95%で学習者用デジタル教科書が発行される見込みであるなど、学習者用デジタル教科書をめぐる環境整備が進展していることを踏まえ、「学習者用デジタル教科書の使用を各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととする基準の見直しについて」との報告を取りまとめられたことを受けたものです。

この告示の概要及び各条の内容、本改正に伴う留意事項等は下記のとおりですので、十分に御了知ください。

また、本告示改正と併せて、「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」の改訂版（別添2）及び「学習者用デジタル教科書実践事例集」の追補版（別添3）を文部科学省ホームページにおいて公開しているため、学習者用デジタル教科書の使用の際に参考にしてください。

各都道府県教育委員会におかれては、所管の学校及び域内の市町村教育委員会に対して、各指定都市教育委員会におかれては、所管の学校に対して、各都道府県知事及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた地方公共団体の長におかれては、所轄の学校及び学校法人等に対して、附属学校を置く各国立大学法人及び各公立大学法人の長におかれては、その管下の学校に対して、御周知願います。

## 第1 改正の概要

学校教育法（以下「法」という。）第34条第2項に規定する教科用図書代替教材（以下「学習者用デジタル教科書」という。）の使用を各教科等の授業時数の2分の1に満たないこととする基準を見直すため、学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件（平成30年文部科学省告示第237号）の一部を改正するものである。

## 第2 各条の内容等

(1) 法第34条第2項に基づき、検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用するに当たっての基準（第1条関係）

一 検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業を組み合わせた教育課程の編成（第1号関係）【改正あり】

### ①内容

検定済教科用図書等を使用する授業と検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業を適切に組み合わせた教育課程を編成すること。

### ※改正点

編成した教育課程において検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業の授業時数が、各学年における各教科及び特別の教科である道徳のそれぞれの授業時数の二分の一に満たないことを定める規定を削除。

### ②補足事項

本条は、学校教育法施行規則（以下「施行規則」という。）第56条の5第2項に基づき、法第34条第2項により検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を教育課程の一部において使用する際の基準について規定するものである。この際、検定済教科用図書等に代えて「学習者用デジタル教科書を使用する授業」とは、学習者用デジタル教科書のみを使用する授業を指すものであり、検定済教科用図書等を使用しつつ、これに加えて学習者用デジタル教科書を補助教材として使用する授業は、含まれない。

二 検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業の基準（第2号関係）【改正なし】

### ①内容

- (イ) 児童生徒がそれぞれ検定済教科用図書等を使用することができるようにしておくこと。
- (ロ) 児童生徒がそれぞれの学習者用コンピュータにおいて学習者用デジタル教科書を用いること。
- (ハ) 採光及び照明を適切に行うことその他児童生徒の健康を保護する観点からの適切な配慮がなされていること。
- (ニ) 学習者用コンピュータその他の機器の故障により学習に支障を生じないよう適切な配慮がなされていること。

## ②補足事項

- (イ) 検定済教科用図書等については、机上に置いておく必要はなく、机の中などに入れておいても良いこと。
- (ロ) 全児童生徒に一人一台の学習者用コンピュータが整備されていない場合には、クラス間における利用調整等を行い、当該授業において一人一台の学習者用コンピュータを用意すること。
- (ハ) 学習者用コンピュータの画面の見えにくさの原因やその改善方策、児童生徒の姿勢に関する指導の充実等について、「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」（平成26年、文部科学省）や、「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」※別添2（令和3年3月改訂、文部科学省）、令和3年3月12日付初等中等教育局長通知「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（通知）」（2文科初第1962号）を参考にすることが考えられること。
- (ニ) 学習者用コンピュータ等の機器の故障に備え、予備の学習者用コンピュータの準備、ICT支援員の配置及び教職員への研修等を行うことが考えられること。また、学習者用コンピュータ等の機器の故障等が生じた場合には、必要に応じて他の手段を用いて指導を行うなど、学習者用デジタル教科書の使用に固執せず、児童生徒の学習に支障が生じないよう配慮すること。

## 三 児童生徒の学習及び健康の状況の把握（第3号関係）【新規】

### ①内容

検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用する授業を行う場合は、児童又は生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること。

## ②補足事項

授業において学習者用デジタル教科書を使用する場合には、児童又は生徒の学習及び健康の状況の把握に当たっては、前述の「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」、「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」及び「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（通知）」を踏まえることが適当であること。

## 四 検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用した指導方法の改善等（第4号関係）【規定位置の変更】

### ①内容

検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用した指導方法の効果を把握し、当該指導方法の改善に努めること。

## (2) 法第34条第3項に基づき学習者用デジタル教科書を使用するに当たっての基準（第2条関係）

### ①内容

検定済教科用図書等に代えて学習者用デジタル教科書を使用した指導において、第1条各号に定める基準を満たすように行うとともに、児童生徒の学習上の困難の程度を低減させる観点から、当該児童生徒に係る施行規則第56条の5第3項各号に掲げる事由に応じた適切な配慮がなされていること。

### ②補足事項

特別な配慮を必要とする児童生徒等（法施行規則第56条の5第3項各号に定める事由（①視覚障害、発達障害その他の障害、②日本語に通じないこと、③色覚特性や化学物質過敏症等の①及び②に準ずる事由）により検定済み教科用図書を使用することが困難な児童生徒）については、一人一人の障害等の状態や学習ニーズによって、文字・図形等の拡大や音声読み上げ等を使用する必要性や使用に際しての配慮を要する点に違いがあることから、学習者用デジタル教科書及び学習者用コンピュータ等の機能等や使用方法が児童生徒にとって適切なものか確認しつつ使用すること。

- (3) 法附則第9条第2項において準用する法第34条第2項又は第3項の規定により使用する教材（第3条関係）【改正なし】

①内容

(1) 及び(2)の規定は、法附則第9条第2項において準用する法第34条第2項又は第3項の規定により使用する教材について準用することとしたこと。

- (4) 施行期日（附則関係）

①内容

本告示改正は、令和3年4月1日から施行すること。

### 第3 留意事項等

- (1) 留意事項

学習者用デジタル教科書の使用に当たっては、以下の点に留意すること。

- ・本改正は、学習者用デジタル教科書を各教科等の授業時数の2分の1以上において必ず使用しなければならないということを意味するものではなく、あくまでも必要に応じて学習者用デジタル教科書をより有効に使用できる環境を整えるための措置であること。
- ・学習者用デジタル教科書を使用する際の健康への留意事項に関しては、前述の「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」、 「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」及び「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（通知）」を参考しつつ、適切な学習環境等の確保や児童生徒への指導・授業展開に配慮すること。

(参考 URL)

- ・「児童生徒の健康に留意してICTを活用するためのガイドブック」

[https://www.mext.go.jp/component/a\\_menu/education/micro\\_detail/\\_\\_icsFfiles/afieldfile/2018/08/14/1408183\\_5.pdf](https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/__icsFfiles/afieldfile/2018/08/14/1408183_5.pdf)

- ・「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について（通知）」

[https://www.mext.go.jp/content/20210312-mxt\\_jogai01-000011649\\_002.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20210312-mxt_jogai01-000011649_002.pdf)

- (2) その他

本告示改正と併せて、「学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン」の改訂版（別添2）及び「学習者用デジタル教科書実践事例集」の追補版（別添3）を、文部科学省ホームページにおいて公開しているため、学習者用デジタル教科書の使用の際に参考にさせていただきたい。

**【添付資料】**

- 別添 1 学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件の一部を改正する件
- 別添 2 学習者用デジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドライン
- 別添 3 学習者用デジタル教科書実践事例集

**【担当】**

文部科学省初等中等教育局教科書課企画係  
電話 03 (5253) 4111 内線 2576



○文部科学省告示第五十五号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第五十六条の五（同令第七十九条、第七十条の八第一項、第百四条第一項、第百十三条第一項及び第百三十五条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成三十年文部科学省告示第二百三十七号（学校教育法第三十四条第二項に規定する教材の使用について定める件）の一部を次のように改正する。

令和三年三月二十六日

文部科学大臣 萩生田 光一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

第一条「略」

一 教科用図書を使用する授業と教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業を適切に組み合わせた教育課程を編成すること。

二「略」

三 教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業を行う場合は、児童又は生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること。

四 教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用した指導方法の効果を把握し、当該指導方法の改善に努めること。

第二条 学校教育法第三十四条第三項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に基づき、教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用するに当たっては、前条各号（教育課程の全部において教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する場合にあつては、第一号を除く。）に掲げる基準を満たすように行うとともに、教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用した指導において、児童又は生徒の学習上の困難の程度を低減させる観点から、当該児童又は生徒に係る学校教育法施行規則第五十六条の五第三項各号に掲げる事由に応じた適切な配慮を行わなければならない。

「号を削る。」

「号を削る。」

改正前

第一条「同上」

一 教科用図書を使用する授業と教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業を適切に組み合わせた教育課程を編成すること。また、当該教育課程において教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業の授業時数が、各学年における各教科及び特別の教科である道徳のそれぞれの授業時数の二分の一に満たないこと。

二「同上」

「号を加える。」

三 教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用した指導方法の効果を把握し、当該指導方法の改善に努めること。

第二条 学校教育法第三十四条第三項（同法第四十九条、第四十九条の八、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）に基づき、教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用するに当たっては、前条各号（第一号後段を除く。）に掲げる基準に加え、次の各号に掲げる基準を満たすように行わなければならない。

一 教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用した指導において、児童又は生徒の学習上の困難の程度を低減させる観点から、当該児童又は生徒に係る学校教育法施行規則第五十六条の五第三項各号に掲げる事由に応じた適切な配慮がなされていること。

二 教科用図書に代えて教科用図書代替教材を使用する授業の授業

<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	<p>時数が、各学年における各教科及び特別の教科である道徳のそれぞれの授業時数の二分の一以上となる場合には、児童又は生徒の学習及び健康の状況の把握に特に意を用いること。</p>
---	--

## 附 則

この告示は、令和三年四月一日から施行する。